

令和6年第11回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年11月26日
		13時30分～14時46分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第11回海老名市農業委員会定例総会

令和6年11月26日「令和6年第11回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は12名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第56号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第57号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地の一時使用について
- (4) 生産緑地の斡旋について
- (5) 農地転用届出による専決処分について

【主 査】 まず、本日、欠席されている7番委員さんのご意見ということでお伺いしております。こちらについては特に問題はないということでしたので、ご報告させていただきます。

続きまして、補足説明をさせていただきます。

■■■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんお1人が農業従事者で、経営主でございます。こちらなのですが、以前、新規就農しました■■さんのおじさんということで、今現在も■■さんが手伝っているそうです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は300日とのことです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は畑のみで■■■■■平米です。機械は、トラクター1台、耕運機5台、軽トラック等を所有しており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 では、報告いたします。昨日、第4班、3名で現地確認に行っていました。現地においては、この写真のとおり、きれいに整地されており、特に問題はないと考えられます。

以上です。

【議 長】 それでは、受付番号22について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号22を許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

続きまして、受付番号23についてですが、お諮りをいたします。

受付番号23と24は、申請理由が世帯用贈与であり、譲渡人が同じ譲受

人の2人が譲渡人と同一世帯であることから、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号23、申請地は、上今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米です。譲受人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真については、資料2でございます。

続きまして、受付番号24、申請地は、上今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。こちら、現地の案内図及び写真については、資料3でございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 先月6日に■■■さんがお見えになって、将来のためにお子さん2人に生前贈与をさせていただきたいというお話がありました。ちなみに私もその隣の田んぼを持っておりましたので、よく事情が分かりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明を一括でお願いいたします。

【主査】 ■■■■さん、■■■さんの農家世帯としての状況でございますが、譲渡人である■■■さんと、譲受人で子の■■■さん、■■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、令和6年の農家台帳では■■■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は300日、■■■さんの農業経験年数は10年、従事日数は60日

、■■さんの経験年数は10年、従事日数は60日とのこと。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地で田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米、合計■■■■■■■■■平米です。機械は、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック等を所有しており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 現地確認の結果、世帯内贈与ということもありまして、現状はきれいに整地されており、また、管理もしっかりされている、特に問題ないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号23と24について、質疑のある方は一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決に入ります。

まず、受付番号23について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

続きまして、受付番号24について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします

続きまして、受付番号25について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号25、申請地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、畑、■■■平米です。譲受人は、本郷■■■■■■■■、■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■、■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料4でございます。

以上です。

【議 長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 資料4-1を見ながら説明いたします。

先日、申請者の■■■さんが参りまして、この件につきまして詳細の説明を伺いました。■■■さん宅は代々続く大きな農家でございます、■■■も併せて経営されております。現在は田んぼと野菜畑を作っております。また、■■■さん宅周辺の農地と宅地、県道22号線、用田橋から■■■■■■■方面に抜ける道なんですけれども、これの拡幅工事の買収対象地になっておりまして、農地が減るということで、近くに農地を求めてまいりました。幸い、きれいな畑が見つかりまして、購入して、これからも野菜作りをしたいという旨でございます。趣旨としましては、経営を維持拡大ということでございまして、何ら支障となる点がないかと思われます。ご審議、お願いいたします。

以上です。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■■さんの農家世帯としての状況でございますが、■さんのお兄さんの■さん、お兄さんのお嫁さんの■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、令和6年の農家台帳ではお兄様の■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は280日、■さんの経験年数は50年、従事日数は300日、■■■さんの経験年数は50年、従事日数は200日とのことです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積についてですが、自作地で、田んぼ、■■■■■■■平米、畑、■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■平米でございます。機械は、トラクター1台、耕運機3台、軽トラック等を所有しておりまして、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほ

か、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この件に関しまして特に問題ないと思われ
ます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 昨日の現地確認の結果、御覧のとおり、現地も非常にきれいに整理され
ており、特に問題となるような箇所は見当たりませんでした。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号25について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号25について、採決をさせていただきます。
許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

続きまして、受付番号26ですが、本案件の申請人が私で、議事参与の制
限に該当いたします。本件につきましては、海老名市農業委員会会議規則第
3条に基づき、2番委員に議長をお任せしたいと思いますが、ご異議ござい
ませんかでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、2番委員、よろしくお願ひいたします

それでは、退席をさせていただきます。

(1番委員退席)

【2番委員】 それでは、皆様にご承認いただきましたので、この案件について、議長を
務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、受付番号26について、事務局から提案説明をお願いいたしま
す。

【主査】 受付番号26、申請地は、上郷■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地
目、田、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、

上郷■■■■■、■■■■■、譲渡人は、上郷■■■■■、■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真については、資料5でございます。

以上です。

【2番委員】 ただいま提案説明が終わりました。地区委員は1番委員のため、意見は求めないことから、引き続き、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■■■さんの農家世帯としての状況でございますが、■■さんと妻の■■さん、お父様の■■さん、お母様の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、令和6年の農家台帳ではお父様の■■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は12年、農業従事日数は150日、奥様、■■さんの経験年数は5年、従事日数は100日、お父様、■■さんの経験年数は48年、従事日数は250日、お母様、■■さんの経験年数は43年、従事日数は200日とのことです。■■さん世帯の現在の農業経営面積については、自作地で、田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■平米です。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック等を所有しており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

【2番委員】 それでは、現地調査班の意見を伺います。13番委員。

【13番委員】 現地確認の結果、こちらも特に問題となるような箇所は見当たりませんでした。

以上です。

【2番委員】 それでは、受付番号26について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【2番委員】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【2番委員】 ないようですので、受付番号26について、採決をさせていただきます。

策を行う計画となっております。車両の進入につきましては、北側の道路から出入りを行います。被害防除につきましては、敷地周辺、とりわけ農地に隣接いたします東側及び南側でございますけれども、こちらにはコンクリートブロックを3段積み、農地に隣接しない箇所にはコンクリートブロック1段積みとし、その上にメッシュフェンスを設置し、隣接地に影響を及ぼさないようにしております。なお、当該申請地は、先ほどもお話ししましたとおり、西側の道路につきましては神奈川県が、北側の道路は海老名市がそれぞれ拡幅事業のための用地買収を行っている箇所になりますので、道路拡幅事業完了後に駐車場としての本格的な造成工事に入る予定でございます。それまでの間ですけれども、整地のための土盛工事までを行う予定でございます。誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の誓約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ており、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 現地は御覧の6-4のとおり確認いたしましたが、隣の用排水路等についても特に問題なしということでございまして、今回については不具合に値する項目はないということで、許可でいいと思います。

【議長】 それでは、受付番号12について、質疑のある方。

【19番委員】 第3種農地ということで、駐車場に転化しても問題ないと思うんですけども、この道路、県道の拡幅が今後行われて道路としてできてくる、市道のほうもある程度拡幅してくるとなると、この一斉にある農用地は、畑ですけれども、転用の可能性が出てきてしまうのか、それとも、あくまでも3種農地の許可の範囲内でもって転用がされていくのかということをちょっとお聞きしたいんです。

【主幹兼管理係長】 今のご質問なのですけれども、県道が拡幅されるからとか、市道が拡幅されるから、そこが転用可能になるというよりも、まず農地の種別を調べる際には、その土地ですね、1筆に対してそのの上水管が埋設されているとか、隣接されている道路にあるとかという、そういったところを調査して

いと思われます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号22について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号22について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書9ページから17ページ、日程第4、議案第57号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りをいたします。今回、審議による計画案は全部で41案です。新たに貸し借りを始める新規計画案は7案、貸し借りを継続する計画案は34案になっております。また、本日出席委員の中で農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に受けるものが、新規計画案7案のうち1案、継続計画案34案のうち1案あります。そこで、効率よく進めるためには、初めに、議事参与の制限のある新規計画（受付番号35）と継続計画案（受付番号36）の2案を最初に説明、質疑、意見、採決を一括で行い、続いて、新規の残り6案について、説明、質疑、意見、採決を一括で行い、最後に、継続計画案33案について、こちらも説明、質疑、意見、採決を一括で行い、審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、議案書10ページから11ページ、受付番号35と36について、5番委員が貸し手として議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

前後して、すみません。補足の説明を事務局のほうから行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【主 査】 補足の説明です。資料3を御覧いただければと思います。現地は、現況を田として使用されておりますが、今回、その東隣の自己所有の畑と同様に、田から畑とする申請となります。東西の境界部分につきましては、そのまますりつける形としまして、北側は境界から30センチセットバックし、30度の土羽といたします。南側の道路側につきましては、図面上、水路から30度の土羽という形になっておりますが、所有者に確認したところ、水路側についても30センチセットバックして、30度の土羽にて施工することでした。高さについては、田面から約75センチの盛土としまして、東側の■■さん自身の畑と合わせる計画となっております。誓約書や隣地同意の添付もありまして、本届出については特に問題ないと思われま

以上です。

【議 長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、農地造成工事について了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書19ページ、(2)農地の使用貸借権の解約について を案件といたします。

受付番号11についてですが、お諮りいたします。

受付番号11と12は、貸人が同一世帯農家で、借人が同じであることから、説明、質疑まで一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 それでは、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地の使用貸借権について、合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号11、届出地は、社家■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況

して、当事者へ受理した旨の通知を送付いたします。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号11及び12について、一括して質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

続きまして、受付番号13について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号13です。現地の案内図及び公図につきましては、資料10-1を御覧ください。申請地は、中野■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、面積、■■■平米のうち■■■■■平米、土地所有者は、中野■■■■■■■■■■、■■■■でございます。土地の使用者は、大和市中央林間■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■、土地の事業主は、綾瀬市寺尾本町一丁目11番3号、神奈川県厚木土木事務所東部センター、所長池田六大、工事名は、令和6年度橋りょう補修工事、目的は、駐車場、仮設トイレ置場として使用したいとのことです。使用期間は、許可日から令和7年1月31日までです。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を送付いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 今月の初旬に、担当の が説明に来まして、橋の改修工事ということで、説明されました。資料10-1の写真のように、説明があったように、現地を見に行ったところ、当時はまだこんなきれいじゃなかったんですけども、こちらの写真は全然きれいなんですけども、耕作されているということと、あとは橋の改修作業ということで、事務局の説明どおりということ

【議長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書21ページ、（4）生産緑地の斡旋について を案件といたします。

生産緑地番号87について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地の斡旋について、生産緑地番号87でございます。所在地は、今里■■■■■■■■、現況は畑、登記簿地目、山林、面積、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料11-1を御覧ください。令和6年10月3日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、令和6年12月26日の木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を翌27日の金曜日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

なお、前回は申し上げましたが、申出者の買取り希望価格につきましては、知りたい委員、いらっしゃいましたら、後ほど事務局までお越しいただければと思います。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、斡旋のある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようにお願いいたします

続きまして、生産緑地番号96について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地番号96でございます。所在地は、今里■■■■■■■■■■、現況、畑、登記簿地目、田、面積、■■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、先ほどと同じ資料11-1を御覧ください。令和6年10月3日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にありますとおり、令和6年12月26日の木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を翌27日の金曜日に、都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

買取り希望価格につきましても、先ほどと同じように、もし知りたい方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局のほうまでお越しいただければと思います。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋のある期限までに報告していただきたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようにお願いいたします

続きまして、生産緑地番号232について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地番号232でございます。所在地は、杉久保北

■■■■■■■■■■、現況、畑、登記簿地目、畑、面積、■■■■■■■平米のうち■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料12-1を御覧ください。こちらも令和6年10月3日付で、市に対して、現在の土地所有者より、生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。こちらにつきましても、買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、12月26日の木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

買取り希望価格につきましても、先ほどと同様、知りたい委員がいらっしゃいましたら、後ほど事務局のほうまでお越しいただければと思います。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋のある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようをお願いいたします

次に、議案書22から23ページ、(5)農地転用届出による専決処分について を案件といたします。

22ページの農地法第4条の1件、23ページの第5条の6件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 市街化区域内の農地転用の届出の専決処分です。

議案書22ページを御覧ください。こちらは農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和6年10月1日から10月31日まで、受付番号33の1件で、畑が251平米、合計、251平米でございます。

続いて、議案書23ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。届出期間は、同じく、令和6年10月1日から10月31日まで、受付番号81から86の6件で、田が300

平米、畑が806.18平米で、合計が1,106.18平米でございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 大変慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第11回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —